

審 査 基 準

平成30年 3 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 8 条第 2 項
処 分 の 概 要：通行許可
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第 6 条（通行を禁止されている道路における通行の許可）、道路交通法施行規則第 5 条（通行禁止道路通行許可証の様式等）、京都府道路交通規則第 5 条の 4
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：5 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請場所を管轄する警察署の交通課
問 合 せ 先：申請場所を管轄する警察署の交通課
備 考：

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が次の1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 車庫、空き地その他の当該車両を保管するための場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行の禁止をされている道路又はその部分を通行しなければならないとき。
- 2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)～(3)のすべてを満たすとき。
 - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならない、そのことが本人及び関係者にとって著しく負担になるとき。
 - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的な手段を取り得ない状況にあるとき。
 - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないとき。
- 3 前記1及び2に掲げるもののほか、貨物の集配その他公安委員会が定める事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。

なお、規則第5条の4に規定する内容で、

「日常生活に欠かすことのできない物品」とは、食料品、日用雑貨等、通常の生活に伴って必要となる物品をいう。

「社会の慣習上」とは、冠婚葬祭など社会生活において慣習として広く認められているものをいう。

「業務上」とは、貨物の集配等を通行禁止区間内で実施する必要がある、かつ、当該道路部分を通行しなければ業務目的の達成が阻害されるものをいう。

「やむを得ないと認められるもの」とは、許可対象行為に関して、社会通念上通行許可を得る以外に他の手段をとることができないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される交通の安全と円滑に対する障害の程度にかんがみ、許可をする必要性が不許可にする必要性を上回るものであること。